

# ハローワークもりおか

懇切  
公正  
迅速

平成27年10月 No.505

## 「障がい者雇用関係情報交換会」 並びに「障がい者就職相談会」 を開催しました！

去る9月17日（木）に、平成27年度の「障がい者雇用関係情報交換会並びに障がい者就職相談会」を岩手労働局、盛岡公共職業安定所の主催により開催しました。

第一部の雇用関係情報交換会では公的機関・支援学校・施設等および事業所より併せて69団体、81人の参加があり、「医療の側から考える精神障がい者のリハビリテーションと就労支援について」と題して、盛岡市立病院の佐々木昇主任作業療法士による講演が行われ、その後参加事業所と意見交換が行われました。

第二部の障がい者就職相談会では、48事業所72名の参加があり、障害者の方も242名の参加がありました。雇用情勢は回復が進み、障害者の就職状況も改善されているもののそれを上回る求職者の増加傾向が見られる中、参加した方々は、各ブースをまわり企業人事担当者の説明を真剣に聞き情報の収集を行っていました。



第一部 雇用関係情報交換会



第二部 障がい者就職相談会

- 「障がい者雇用関係情報交換会」  
並びに「障がい者就職相談会」を開催しました！ … 1
- 「雇用管理改善啓発セミナー」が開催されました …… 2
- 10月は、高年齢者雇用支援月間です！ …… 2
- 岩手県の最低賃金が改定されました！ …… 3
- がんばるあなたをハローワークが応援します！！  
出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン … 4
- 最近の求人求職のうごき …… 4

# 「雇用管理改善啓発セミナー」 が開催されました

去る9月15日（火）に、岩手県社会保険労務士会の主催、岩手労働局、岩手県等の後援により「雇用管理改善啓発セミナー」が開催しました。

これは、建設業における人材確保のための雇用管理改善の促進をめざし、安心して働ける魅力ある職場づくりのために、「魅力ある職場づくり」の進め方や助成金の活用方法を説明するために行われたものです。

当日は、会場の盛岡市松尾町の建設研修センターに25事業所、28名の参加があり、参加者は「雇用管理改善による魅力ある職場づくり - 事例から学ぶ組織活性3つのコツ -」、「建設労働者確保育成助成金等を活用した雇用管理の改善」、「求職者が見る求人募集のポイント～求人募集を魅力的に見せるには」の講義に真剣に聞き入っていました。



## 10月は、高齢者雇用支援月間です！

近年の急速な高齢化の下で、経済の活力を維持していくためには、高齢者の能力の有効な活用を図ることが重要な課題となっています。

このことから、高齢者等の雇用環境が深刻化している現状への的確な対応を図りつつ、将来的には、高齢者が、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指すことが重要となっています。

このような中で、平成18年に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、65歳までの雇用確保制度の導入が義務づけられたところであり、高齢者雇用が一層進展することを目的に、毎年10月を「高齢者雇用支援月間」として事業主の皆様をはじめ、広く国民の皆様のご理解をいただくための高齢者雇用フォーラム（東京）、地域ワークショップ（各都道府県単位）等、全国的な運動を展開しています。

お問合せは

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部  
業務課 （019-654-2081）まで



# 岩手県の最低賃金が 改定されました！

岩手県最低賃金が、10月16日より  
時間給 **678円** → **695円** となりました。

## [適用対象労働者]

全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

## [対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

## [岩手県最低賃金と特定（産業別）最低賃金]

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。

## 最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金以上になっているかどうか調べるには、最低賃金の対象となる賃金と岩手県最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時給の場合：時給額と岩手県最低賃金を比較します。
- ② 日給の場合：日給額を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金と比較します。
- ③ 週給、月給等の場合：賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

例) 岩手県内の事業場で働く労働者Aさんの労働条件は、年間所定労働日数 260日（年間休日105日）、1日の労働時間 8時間、月給 120,000円です。

改定された岩手県最低賃金は695円ですので、比較すると・・・

$$\frac{\text{月給 } 120,000 \text{円}}{\text{年間所定労働日数 } 260 \text{日} \times 8 \text{時間} \div 12 \text{ヵ月}} = 692.3 \text{円} < \text{岩手県最低賃金 } 695 \text{円}$$

となります。したがって、この場合は10月16日から発効した岩手県最低賃金を満たしていないこととなります。

※詳しくは岩手労働局労働基準部賃金室（TEL019-604-3008）または、盛岡労働基準監督署（TEL019-604-2530）までお問い合わせください。

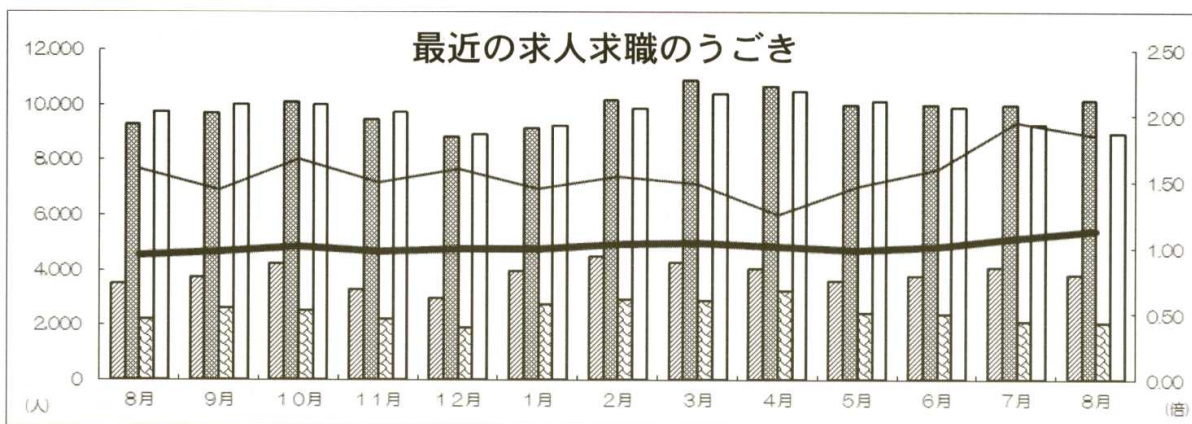
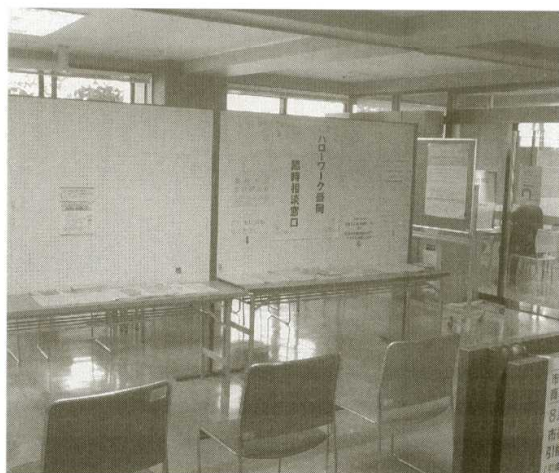
# がんばるあなたをハローワークが応援します！！

## 出張ハローワーク！

### ひとり親全力サポートキャンペーン

ハローワーク盛岡では、児童扶養手当受給者の就労支援を進めることを目的とした「出張ハローワーク、ひとり親全力サポートキャンペーン」のひとつとして、普段は忙しくてハローワークに来所いただけないひとり親のみなさんに児童扶養手当の「現況届」を提出される際に職業相談ができるよう、8月18日、21日、25日、28日、31日の5日間、盛岡市役所2階エレベーター前ホールに、臨時相談窓口を開設しました。

臨時相談窓口を訪れた延べ27名の方々は、担当者との職業相談や就労支援の説明などに対し、熱心な応答を行っていました。



#### ハローワークプラザ盛岡

##### 盛岡新卒応援ハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

##### ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

##### マザーズコーナー（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

##### きゃりあさぽーと盛岡（2F）

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

#### 発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

#### 沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312